

6川健障施第799号
令和6年9月9日

市内指定障害福祉サービス事業所等 管理者様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課長

令和6年度指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正等に伴う運営規程の改正について（通知）

日頃から、本市障害福祉事業施策に御尽力いただき、ありがとうございます。

令和6年4月1日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）等」が改正されたことから運営規程の記載例を改正いたしました。

については、改正後の運営規程の取扱いを次のとおり整理いたしましたので、御確認及び対応をお願いいたします。

1 今回の運営規程改正に伴う届出【**既存事業所**】

当該改正箇所に係る運営規程の変更のみの届出は不要といたします。

※ 各事業所におきましては、改正後の運営規程の箇所については、追加及び修正の対応を速やかにお願いたします。

2 今回の改正箇所以外の変更に伴う運営規程の変更届出書【**既存事業所**】

今回の改正箇所を必ず反映した運営規程を作成し変更届出書を御提出ください。

3 改正後の運営規程（記載例）掲載先

「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→「3. 川崎市からのお知らせ」
→「7. 運営規程の作成例」

[[<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=103>]]

※ 運営規程改正箇所につきましては、「黄色マーカ下線部分」としております。

問合せ先
障害者施設指導課事業者指定担当
電話：044（200）2927
FAX：044（200）3932